

岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、2050年（令和32年）には、県内で約10,000人の介護人材不足が見込まれており、介護人材の確保は喫緊の課題である。一方、改正介護保険法（令和6年4月1日施行）において、都道府県の努力義務として、介護サービスの生産性向上に資する取組みを介護保険事業支援計画に定めることとされたことから、更なる介護現場の生産性向上を図る。

第2 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務

2 委託業務内容

別添「岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務」仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託予算額

上限額 9,863,131円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託契約の額は、県の予算額の範囲内において、業務仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、下記①から⑤までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 県内に本社又は本店、支社（店）、営業所等を有する者であること。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえ、下記の項目について様式1に沿って作成してください。

(1) 事業実施方針及び運営体制

- ① 事業実施体制・運営体制
- ② 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル）
- ③ 事業目標を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール
- ④ SDGsに関わる課題解決に向けた取組状況

(2) 事業実施計画

- ① 相談窓口の設置に係る実施計画
- ② 介護ロボット・ICT機器の展示に係る実施計画
- ③ 介護ロボット・ICT機器の試用貸出に係る実施計画
- ④ 介護現場における生産性向上の取組みに関する研修会に係る実施計画
- ⑤ 専門家派遣に係る実施計画
- ⑥ 生産性向上の関連情報の収集・提供に係る実施計画
- ⑦ センターの広報に係る実施計画

(3) 委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

- ・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。
- ・過去の類似事業実績があれば記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

① 公募要領等の公表・配布	令和6年4月8日(月)～令和6年4月26日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和6年4月8日(月)～令和6年4月26日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和6年4月8日(月)～令和6年4月26日(金)
④ 企画提案書の受付	令和6年4月8日(月)～令和6年5月8日(水)
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年5月下旬(予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年5月下旬(予定)

※配布及び受付日は、県の機関の休日（土曜、日曜、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下、「休日」という。）を除く。

(2) 公募要領等の配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 公募要領等の配布場所

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

（岐阜市藪田南2-1-1）（県庁12階）

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>）からも入手できます。

なお、郵便等での配布は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を高齡福祉課あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）又は郵送にて提出してください。

② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、上記ホームページ上にて公表します。

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和6年4月8日(月)～令和6年4月26日(金)

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（別添2）を令和6年4月26日（金）午後5時15分までに高齡福祉課まで持参又は郵送にて提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、締切日当日の午後5時15分までに高齡福祉課に到着したものを有効とします。

※電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提案書受付期間

令和6年4月8日(月)～令和6年5月8日(水)

② 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ SDGsへの取組みに関するチェックシート（様式4）

オ 見積書（様式自由）

③ 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

④ 提出方法

・令和6年5月8日(水)午後5時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で、高齡福祉課に提出してください。

・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに高齡福祉課に到着したものを有効とします。

・郵送の場合、必ず「特定記録」とするとともに、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 公募要領に違反すると認められる場合
- エ 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ 他の提案者と応募提案の内容又は応募の意思について相談を行った場合
- カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ク 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 提案者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後 3 時までに、辞退届（様式自由）を高齡福祉課に持参又は郵送により提出してください。

（８）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

③ 本委託事業の積算等の留意事項については、別添「仕様書」をご参照ください。

④ 見積書の作成にあたっては、岐阜県介護現場革新会議の構成員への謝金の単価は

1人1回あたり10,500円、構成員の人数は15名、センターの開所日については令和6年8月1日(木)を想定して積算してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員による「岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務」プロポーザル評価会議が行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和6年5月下旬(予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁内もしくは岐阜県シンクタンク庁舎(予定)

※開催日時・場所については、詳細が決定次第参加者に通知します。

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分間以内

その後、構成員からの質疑

(4) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務」プロポーザル提案評価要領に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。

ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定しま

す。

エ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ 最優秀提案者の決定に当たっては、アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点とします。

(2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点*（得点順）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

*提案者が2者の場合には、③は公表しないこととします。

第5 契約についての留意事項

1 選定した契約交渉の相手方に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

2 契約保証金は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第114条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

3 この公募要領に記載の事項について疑義のある場合は、その都度協議の上、決定することとします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置

を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁12階）

岐阜県 健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289（直通） FAX：058-278-2639

電子メールアドレス：c11215@pref.gifu.lg.jp

別表

**岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務
プロポーザル評価基準**

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

1 事業実施方針及び運営体制

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 事業実施体制・運営体制(10点) ・ 過去の実績や活動状況から受託能力があり、当該法人の知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 事業実施の人員体制 (スタッフの知識、経験、スキル)(5点) ・ 事業を適正かつ確実に実施できる人員体制が組まれているか。	5点	8点	6点	4点	2点
③ 委託業務の趣旨・目的の理解(5点) ・ 仕様書に基づき、委託業務の趣旨、目的を正しく理解しているか。 ・ スケジュールは現実的かつ効果的であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
④ SDGsへの取組み(5点) ・ 「環境面の取組み」(1点)「社会面の取組み」(1)「経済面の取組み」(1点) ぎふSDGs/パートナー登録制度への登録(2点)など、SDGsに關わる課題の解決に向け積極的に取り組んでいるか。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	25点 満点				

2 事業実施計画

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 相談窓口の設置に係る実施計画(20点) ・ 相談窓口の実施体制、相談対応の流れ、相談方法等の具体的なスキームが作成されているか。 ・ センターに常駐する専任の相談窓口職員は、事業遂行に必要な知識・経験・スキルを持つ人材配置が考えられているか。	20点	16点	12点	8点	4点
② 介護ロボット・ICT機器の展示・試用貸出に係る実施計画(15点) ・ 介護ロボット等の展示方法、試用貸出の実施体制、協力企業との調整方法等について具体的なスキームが作成されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
③ 介護現場の生産性向上の取組みに関する研修会に係る実施計画(15点) ・ 企画されている研修会は、介護現場における生産性向上の取組みの普及が期待できる内容となっているか。 ・ 研修会の講師は、介護現場の業務改善に関する専門的知識を有する適切な者が想定されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
④ 専門家派遣に係る実施計画(15点) ・ 専門家派遣の実施体制、専門家派遣の流れ、派遣先の募集方法や選定方法について具体的なスキームが作成されているか。 ・ 派遣先の介護事業所により求められる支援は様々であるが、幅広い課題に対応できる専門家が想定できているか。	15点	12点	9点	6点	3点
⑤ 生産性向上の関連情報の収集・提供に係る実施計画(5点) 生産性向上に係る最新の情報をキャッチアップし、介護事業所へ迅速に提供できるような内容となっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
⑥ センターの広報に係る実施計画(5点) ・ 幅広い関係者への周知に向け、チラシの作成を含め具体的な案内・広報手法が示されているか。また効果が期待できる内容となっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
小 計	75点 満点				